

## 深谷市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民が参加する催物及び行事（以下「行事等」という。）において、参加者等が心肺停止状態になったときの救急救命活動に備えるため、その行事等を主催する団体に自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸し出しの対象）

第2条 A E Dの貸し出しは、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合はこの限りではない。

- （1）営利を目的とした行事等でないこと。
- （2）市民を主たる参加者として開催される行事等であること。
- （3）その参加者がおおむね10人以上であること。
- （4）医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、救命救急士又はA E Dの取り扱いを含めた救命講習等を修了した者が常駐すること。

（貸し出しの申請）

第3条 A E Dを借り受けようとする団体の代表者は、貸し出し希望日の3ヶ月前から1週間前までにA E D貸出申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

（貸し出しの決定）

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、A E Dの貸し出しの可否を決定したときはA E D貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（貸し出し期間）

第5条 A E Dの貸出期間は、1回の申請について5日以内とす

る。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りではない。

(費用の負担)

第6条 AEDの貸し出しは、無料とする。

(管理)

第7条 AEDの貸し出しを受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、十分な注意をもって管理に努めるものとする。

(1) AEDを使用するときは、適正に使用すること。

(2) AEDを処分し、又は目的以外に使用しないこと。

(3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

(報告)

第8条 利用者は、AEDを使用した場合は、AED使用実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(損傷・紛失等の報告)

第9条 利用者は、AEDを損傷し又は紛失したときは、AED損傷・紛失報告書(様式第4号)により、直ちに市長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失によりAEDを損傷し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸出事業について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。